

造船クラスター形成支援事業企画運営業務提案書作成要領

1 提案書の構成

提案書には、次表に示す項目を具体的に記載すること。

区 分	項 目	記載内容
I 提案者の 優位性	i 類似業務に関する 実績等	次の項目について、実施年次、実施主体（クライアント）、事業費及び業務内容・成果を記載すること（複数記載可。）。 （１）国、地方自治体、公的機関等からの造船・船用工業・海事分野に関する業務受託実績、または造船関連事業者に対する経営改善・生産性向上・DX 推進等のコンサルティング実績。 （２）造船特有の生産工程や構造に関する企業としての知見・ノウハウの蓄積状況 （３）行政、業界団体、事業者等の多角的な関係者参画する協議プラットフォームの運営などのプロジェクトマネジメント業務の経験・ノウハウ
	ii 本業務に携わる者 に関する実績等	本業務に携わる者の氏名、専門分野、実績、業務に関連する資格等を記載すること。
II 業務の実 施体制及 びスケジ ュール	i 業務の実施体制	本業務に携わる人員の配置、役割分担及び事業受託者内における連携・調整の体制を具体的に記載すること。 また、専門的なコンサルティングなどを行うに当たり再委託の必要等がある場合は、次の項目について記載すること。 （１）再委託をする業務の範囲 （２）上記業務を再受託する者の専門分野及びその分野における業務実績（I-i に準じて記載する。）
	ii 実施スケジュール	本業務の実施スケジュール(案)をタスク別に細分化し、具体的に記載すること。
III 具体的な 企画内容	i 協議プラットフ ォームの運営支 援業務	協議プラットフォームの運営方法や関係者との調整手法等について、具体的に記載すること。 （１）県、関係行政機関（運輸局・経産局等）、造船事業者、船用工業事業者、造船協力事業者等の多角的な関係者間における合意形成の調整手法および協議プロセスの設計 （２）全３回の協議プラットフォーム開催に向けた効果的なテーマ設定、及び議論の活性化・実効性確保のための事前準備・ファシリテーション手法
	ii サプライチェーン 及び構造的課題の 調査・可視化	現時点で把握している産業構造・課題認識の提示、不足情報の特定・収集アプローチ、ならびに現場実態の調査・可視化手法について、具体的に記載すること。 （１）提案者が現時点で把握している本県造船産業の構造的特徴・潜在的課題を提示したうえで、解明すべき未把握情報を特定し、効果的に補完・集約するための調査設計・収集方法 （２）主要な造船事業者、船用工業事業者、造船協力事業者等の潜在的課題や定性・定量データを引き出す具体的面談手法と、収集した情報を分析してサプライチェーン全体の依存関係やボトルネックを論理的に整理・図式化するアプローチ手法
	iii 層別・企業別の課 題対応整理及び最 適支援制度の体系 化	国の最新施策の把握・体系化手法や、実効性ある活用方針課題について、具体的に記載すること。 （１）国の概算要求等を含む最新動向を迅速に把握・分析し、造船業再生基金や各種補助金を企業の規模や課題に応じて精度高く分類させる具体的視点及び手法 （２）単なる制度一覧の提示にとどまらず、事業者が迷わず制度活用や設備投資へ踏み出せるような実現可能性の高い活用方針及び展開アプローチ手法

	iv 支援制度の活用促進及び申請伴走支援	採択獲得のためのアプローチ手法や、申請伴走支援・地域固有ニーズの抽出手法について、具体的に記載すること。 (1) 国の概算要求などの最新動向を踏まえた採択戦略の提案、ならびに具体的な伴走支援体制・事業者への働きかけ手法と、支援の実効性を担保するための具体的な申請計画書策定の支援目標件数（目標設定の根拠含む）の記載 (2) 国の制度では対応しきれない制度の隙間や地域固有ニーズを洗い出し、県の支援施策の検討へつなげるための分析・集約手法
	v 中間報告・最終調査報告書の作成	成果物の構成案や国の施策動向を反映した県の施策・予算検討への活用手法について、具体的に記載すること。 (1) 国の動向等も加味した上で、県の予算要求等の判断材料として直ちに活用できるよう、論点や課題の整理結果を分かりやすく集約・提示する中間とりまとめの構成案及び活用アプローチ (2) 協議プラットフォームの運営成果、調査結果、申請伴走実績等を網羅し、県の産業振興施策に直接資する品質でとりまとめるための最終成果報告書の構成案及び集約手法
IV 全体設計	i 予算及び経費内訳	業務に要する予算及び経費内訳を具体的に記載すること（人件費の単価・工数など、できる限り詳細に記入すること）。 （予算限度額 34,980 千円）。

- (1) 提案書は、A4 版縦、横書き、左綴じとし、ページ番号を記載すること（図表等は、必要に応じ、A3 版折込みを可とする。）。
- (2) 提案書内においては、提案者名の明示は、一切行わないこと（会社名、所在地、ロゴマーク等、提案者を特定できるような表示も不可とする。）。また、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名は「当社」と記載し、グループ相手や再委託予定先を記載する場合は、グループ A 社、再委託予定 B 社など、プロポーザル参加者が特定できない範囲で記載すること。
- (3) 採用された提案の著作権は、広島県に帰属する。ただし、提案者が従前より有する著作物又は第三者の著作物については、この限りでない。
- (4) 提出された企画提案書は、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

2 提案書の提出について

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル説明書 別記様式第 4 号（企画提案申込書）
- イ 企画提案書（任意様式）※参考様式 1 参照。

(2) 提出先及び提出方法

広島県商工労働局自動車・新産業課

電子メール syojidou@pref.hiroshima.lg.jp

電子メールにて、提案書（正本及び副本）の PDF データを提出すること。

件名を「造船クラスター形成支援事業企画運営業務提案書」とし、送信後、提出先に電話により着信の確認を行うこと。

※提案者名は正本にのみ記入し、副本については無記名とすることとし、表紙右肩に、参加資格確認通知の際に合わせて通知する提案記号（アルファベット）を記入すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 29 日（木） 午後 5 時（必着）

(4) 提案書の取下げ

提案書を取り下げる場合は、公募型プロポーザル説明書 別記様式第 5 号（取下願）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に、参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

(5) その他

提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。

提案書の再提出は、（３）に掲げる提出期限内に限り認める。ただし、提案書の部分的な差替えは認めない。なお、提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。